

意見書（医師記入）

富田保育園 園長 殿

園児氏名

平成

令和

年

月

日

生

(該当疾患に☑をお願いします)

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹（はしか）※	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過してから
風しん	発しん出現の7日前から7日後くらい	発しんが消失してから
水痘（水ぼうそう）	発しん出現1～2日前から痂皮（かさぶた）形成まで	すべての発しんがかさぶた化してから
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
結核	—	医師により感染の恐れがないと認めるまで
咽頭結膜熱（プール熱）※1 アデノウイルス感染症	発熱、充血等症状が出現した数日間	主な症状（発熱、目の充血等）が消失した後、2日を経過してから
流行性角結膜炎（はやり目）	充血、目やに等症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失してから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失するまで又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療を終了するまで
腸管出血性大腸菌感染症（O157,O26,O111等）	—	医師により感染の恐れがないと認められるまで。（無症状病原体保有者の場合、トイレで排泄習慣が確立している5歳児以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である）
急性出血性結膜炎	—	医師により感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎（侵襲性髄膜炎菌感染症）	—	医師により感染の恐れがないと認めるまで
伝染性膿痂疹（とびひ） ※6月～10月のみ意見書が必要	—	皮疹が乾燥しているか、湿潤部位が被覆できる程度のものであること。
溶連菌感染症 ※意見書は医師の判断による	—	抗菌薬の内服後24～48時間が経過していること。ただし、治療の継続は必要。
その他（ ）		

◎新型コロナウイルス感染症・インフルエンザは富田保育園が独自で作成した罹患報告書を記入してから（提出）の登園となります。

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。

令和 年 月 日から登園可能と判断します。

令和 年 月 日

医療機関

医師名

印又はサイン

※1 必ずしも治癒の確認は必要ありません。意見書は症状の改善が認められた段階で記入することが可能です。

※かかりつけ医の皆さまへ

こども園・保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人ひとりの子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症について意見書の記入をお願いします。

※保護者の皆さまへ

上記の感染症について、子どもの病状が回復し、かかりつけ医により集団生活支障がないと判断され、登園を再開する際には、この「意見書」を保育園に提出してください。

厚生労働省等の基準に基づいて上記の病名をあげていますが、感染予防の対策を最大限にとりたいと思いますので、基準以外の病気でも医師の証明を提出していただく場合があります。病気の感染拡大予防に、ご理解ご協力をお願いします。